

氏名	渡辺 暢恵
学位の種類	博士 (図書館情報学)
学位記番号	博乙第 2876 号
学位授与年月日	平成 30年 4月 30日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	図書館情報メディア研究科
学位論文題目	公立小中学校図書館の整備に関する研究： 教育委員会の施策を中心に

主査	筑波大学	教授	修士 (教育学) 修士(図書館情報学)	平久江祐司
副査	筑波大学	教授	博士 (政治学)	溝上智恵子
副査	筑波大学	教授	文学修士	逸村 裕
副査	筑波大学	教授	博士 (創造都市)	呑海 沙織
副査	東洋英和女学院大学	教授	博士(教育学)	金沢みどり

論文の要旨 (2,000字程度)

本論文は、教育委員会による公立小中学校図書館の整備の現状を明らかにし、整備を推進するための施策について考察することを目的とするものである。研究方法は、文献調査、訪問調査、質問紙調査である。研究課題として(1)市町村教育委員会が行う学校図書館の整備の現状と課題を明らかにすること、(2)早期に学校図書館の整備に積極的に取り組んできた市教育委員会の推進の過程と、共通する特徴を明らかにすること、(3)日本国内において、学校図書館支援センターが成立した過程と特徴を考察すること、(4)市町村教育委員会が設置した学校図書館支援センターの現状と課題を明らかにすること、(5)都道府県教育委員会が実施している学校図書館に関する施策の特徴と課題を考察することを設定している。本論文は各研究課題に即して7章から構成される。

第1章序論では、論文の全体構成、先行研究、用語の解説などについて述べている。

第2章では、千葉県を事例としてとりあげ、同じ県内の市町村教育委員会が行う学校図書館の整備の現状と課題を明らかにしている。現状と課題については、同じ県内であっても学校図書館の整備には顕著な差があり、全ての市町村が独自に学校図書館の整備を推進するには限界があること、学校司書は学校図書館に関する研修を求めているが、市町村教育委員会は学校司書の研修を十分に行わず、その質にも課題があること、学校図書館担当指導主事は必ずしも学校図書館に関する十分な知識や

経験を持っておらず、学校図書館に関する施策を独自に提案するには困難が見られること、国の学校図書館施策について充分理解していない市町村教育委員会が見られることなどを指摘している。

第3章では、早期に学校図書館の整備に積極的に取り組んできた県の異なる4市を対象に、推進過程を調査しその特徴を明らかにしている。特徴については、学習における学校図書館の活用を重視する考え方に基づき活用方針を市の教育施策に掲げていること、学校図書館に理解のある指導主事が学校図書館施策の実施に意欲的に取り組んでいること、教育課程における学校図書館活用の具体化を意図する推進者が教育委員会の施策に影響を与えていること、教育委員会と市内の関連団体が連携し、組織的な取り組みが行われていること、市内外に向けて学校図書館を活用した授業公開や研究会が開催されていることなどを指摘している。

第4章では、日本において学校図書館支援センターが成立した過程を、第一期リソース・センターの構想導入、提案期（1963年度～1994年度）、第二期学校図書館ネットワークの形成期（1995年度～2003年度）、第三期学校図書館支援センターの成立期（2004年度～2011年度）の三期に分け、各期の特徴を明らかにしている。第一期では、米国のリソース・センターが日本に紹介され、各学校図書館の資料不足を補い、基本的な業務を集約する役割が注目されたこと、第二期では、市川市の資料の物流システムが構築され、学校図書館と資料を活用した授業方法が開発され、他の市に影響を与えたこと、第三期では、日本における学校図書館ネットワークと支援スタッフを備えた学校図書館支援センターが構築された経緯などを考察している。

第5章では、前述の第三期における学校図書館支援センターの現状と課題を明らかにしている。現状については、学校図書館支援センターの設置場所に応じて特徴的な支援が行われていること、各学校図書館の主体的な運営や適切な支援を行うには、学校図書館支援センターに支援スタッフと専任の指導主事の配置が重要であること、各学校図書館と市内の関係機関との連携が強化され、学校図書館支援センターの継続的支援によって学校図書館が読書センターから学習情報センターへと発展していく効果が見られることなどを指摘している。また課題については、教育委員会から高い評価を得たにもかかわらず、国の指定事業の打ち切りで学校図書館支援センターの継続が困難となっていること、学校図書館支援センター機能の授業への積極的な活用を促進することなどを考察している。

第6章では、都道府県教育委員会が実施している学校図書館に関する施策の特徴と課題を明らかにしている。特徴については、都道府県教育委員会の多くは学校図書館に関する国の方針のみを重視する傾向が見られること、市町村教育委員会に学校図書館整備施策の実施を積極的に働きかけている都道府県教育委員会は一部であり、これらの教育委員会は公立図書館等と積極的に連携していることなどを指摘している。また課題については、学校図書館整備に関する各市の状況の把握及び指導、助言が適切に行われていない都道府県教育委員会が見られること、市町村の支援のために学校図書館支援センター機能を持つ部署を設置している都道府県が少ないことなどを考察している。

第7章結論では、各章の要旨をまとめ、公立小中学校図書館の整備を推進するための地方教育委員会の施策の在り方について明らかにしている。考察では、これまでの研究成果を踏まえ、今後都道府県の学校図書館支援センターの設置が必要であり、それにより市町村の学校図書館支援センター間の連携が可能となると論じている。そして、全県的 school 図書館ネットワークのモデルを提示して、これを構成する機関間の関係や役割の望ましい在り方を検討している。

審査の要旨 (2,000字以上)

【批評】

本論文は、学校図書館の施策を主に所管する地方教育委員会に着目して、その学校図書館の整備に関する施策の現状と課題、またその中心的な施策立案者である指導主事の役割と資質を実証的に明らかにしようとするものである。これまでの学校図書館研究では、地方教育委員会が学校図書館の整備に重要な役割を果たしているとの指摘は見られるものの、その実証的な研究は十分に行われてきていない。特に本論文では、市町村教育委員会の他に全都道府県教育委員会を対象とした調査も行われており、先行研究にはない高い新規性が見られる。これまでこの領域の研究として行われてきたのは、国の学校図書館整備施策や学校の図書館整備への取組に関する研究が中心であり、本論文が企図とする都道府県及び市町村教育委員会の学校図書館整備施策に関する研究は、国の施策と学校の図書館整備に関する研究の橋渡しとなる研究として位置づけられる。こうした点から本論文の研究目的には十分な意義が認められる。また本論文では、研究目的の達成の為に5つの研究課題を設定しているが、これらの研究課題は地方教育委員会の学校図書館整備施策を実証的に考究するうえで妥当なものであると考えられる。以下で各章の内容を批評する。

本論の第2章では、全県的に学校図書館の整備充実を進めている千葉県を調査し、市町村教育委員会の取組の現状と課題を明らかにしている。千葉県は全国的にも学校図書館の整備充実に対して先進的な取り組みが行われている市町村が多くあり、その現状と課題を実証的に明らかにした研究成果は、学校図書館整備を進める市町村教育委員会が抱える国や都道府県の学校図書館整備施策との乖離や障害を解明するうえで有意なものと評価できる。しかし、教育委員会の役割を分析するための理論的な枠組みの検討はやや不十分で、国や都道府県と市町村の学校図書館行政の関係や施策の決定過程についてより詳細な記述が求められる。

第3章では、学校図書館の整備が早期に推進された市の特徴を調査し、学校図書館整備に積極的に取り組んできた市町村教育委員会の施策の推進要因について明らかにしている。この研究成果は、第2章の研究成果を補完し、さらに深化させるものとなっており、第2章で明らかにされた市町村教育委員会の学校図書館整備施策上の課題の因果関係を解明することに寄与している。

第4章では、1990年代後半から一部の市で学校図書館を支援する組織として設置された学校図書館支援センターの成立過程と機能の特徴を明らかにしている。市町村の学校図書館支援センターの設置は、1990年代以降の学校図書館整備の重要な施策の一つとして国が中心となり進められてきた経緯があり、その経緯を構想の導入・提案期、形成期、成立期の3期に分け成立過程を解明している点に独創性が見られる。

第5章では、第4章で論じた学校図書館支援センターの成立期において国の指定事業として実施された「学校図書館支援センター推進事業」を事例として、国の学校図書館整備施策と参加した市町村教育委員会の施策を詳細に調査し、その現状と課題を解明している。第4章と第5章の研究課題の解明が、本論文の核となる部分を構成しており、こうした学校図書館支援センターの構想期から成立期まで一貫して特徴と課題を実証的に明らかにした先行研究は無く、その研究成果は学校図書館研究に新たな知見を提示するものとして高く評価できる。しかし、調査データの分析や考察において、やや表面的な解釈も一部に見受けられ、より詳細な検討が求められる。

第 6 章では、国と市町村の学校図書館整備施策を結び付ける重要な役割を果たしている都道府県教育委員会の学校図書館整備施策の特徴と課題を明らかにしている。こうした整備施策は、特に研究が遅れている領域で、全国の都道府県教育委員会の学校図書館担当指導主事への質問紙調査を行いその実態を解明し、さらに特に活発な 3 県については聞き取り調査を実施し、実態の背景にある因果関係まで解明している点は高く評価できる。

第 7 章結論では、これまで明らかになった点を整理し、地方教育委員会が学校図書館の整備に関してどのような施策を行うべきかについて考察している。結論では、地方教育委員会の学校図書館整備施策の現状と課題、及び学校図書館担当指導主事の役割と資質を各種の調査を基に実証的に明らかにし、将来の学校図書館整備施策として重要な全県的な学校図書館ネットワークのモデルを具体的に提示している。これにより本論文の研究目的は十分に達成されたものと考えられる。ただ、本論文で提示した全県的な学校図書館ネットワークを既に部分的に実現している自治体もあり、今後そうした事例の有効性を検証していくことも期待したい。

以上のように、本論文の理論的な枠組みの検討には若干課題が残るものの、各種の調査等を丹念に行い、地方教育委員会の学校図書館整備施策の現状と課題、及び学校図書館担当指導主事の役割と資質を実証的に明らかにした研究成果には、十分な研究の意義と独創性が認められ、学校図書館の行政施策の研究に有意な知見をもたらすものであると考えられる。

【学力の確認結果】

平成 30 年 1 月 26 日、図書館情報メディア研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。引き続き、「図書館情報メディア研究科博士後期課程（論文博士）の学位論文審査に関する内規」第 23 項第 3 号に基づく学力の確認を行い、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

【結論】

よって、本学位論文の著者は博士（図書館情報学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認められる。